



2018年
9月号

EEA 域内から日本への個人データの移転のための十分性認定のドラフトの公表 執筆者:石川 智也、河合 優子、菅 悠人、杉山 侑惟

本年 9 月 5 日、欧州委員会より、契約締結や所定の例外事由に該当することなくして EEA 域内から日本への個人データの移転が認められるための十分性認定 (Adequacy Decision) のドラフトが公表されました¹。本ニューズレターでは、この十分性認定のドラフトについて解説します。

I. 十分性認定の発効時期について

同時に公表されたプレスリリース²によれば、十分性認定が発効するまでに、EU では以下の手続が残されているとのことです。

- ① 欧州データ保護評議会 (European Data Protection Board, “EDPB”) の意見を聴取する手続
- ② EU 加盟国³の代表者で構成される委員会での協議 (コミットロジー手続と呼ばれます)
- ③ 欧州議会の市民的自由・司法・内部委員会 (LIBE 委員会) での手続
- ④ 委員の合議体 (the College of Commissioners) による十分性認定の承認

¹ European Commission, *Commission Implementing Decision of XXX Pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the Adequate Protection of Personal Data by Japan (Text with EEA Relevance)*, available at https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/draft_adequacy_decision.pdf.

² European Commission, *International Data Flows: Commission Launches the Adoption of Its Adequacy Decision on Japan* (Sep. 5, 2018), available at http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-5433_en.htm.

³³ 本ニューズレターでは、十分性認定のドラフトに忠実に「Member States」を「EU 加盟国」と訳出して記載していますが、その効力は EU にアイスランド、リヒテンシュタイン、及びノルウェーを加えた欧州経済領域 (EEA) に及ぶとされています (前文第(5)項)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

十分性認定の発効時期については、当職らの企業法務ニューズレター2018年8月号⁴でもお伝えしたように、日欧の共同プレス・ステートメントにおいて、「両者は、2018年の秋までに日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要とされる関連国内手続を完了させることにコミットする」と宣言されていますが、具体的時期は不透明な状況です。EDPBの次回の本会議が本年9月25日・26日ですので、秋の早いタイミングでの発効は難しいかもしれません。

日本企業においては、EEA域内からの個人データの移転について速やかに対応を進める必要があります。具体的な対応については、当職らの企業法務ニューズレター2018年8月号をご参照ください。また、**昨年5月30日に改正された個人情報保護法への対応として、日本から国外への個人データの越境移転のための対応全般を未実施の場合には、この機会に対応すべきものと考えられます。**詳細は当職らの企業法務ニューズレター2018年2月号⁵をご参照ください。

II. 十分性認定のドラフトの概要

十分性認定のドラフトは、191項に亘る前文と、4条の本文で構成されています。前文では、日本の個人情報保護法がなぜ十分な個人情報保護の水準を備えているか等について説明がなされています。

本ニューズレターではその概要を説明します。今後の手続で変更がなされる可能性は残されていますので、十分性認定が発効した際には発効時の認定の内容をご確認頂く必要があることにご留意下さい。

1. 第1条

まず、**十分性認定に依拠して個人データを移転できるのは、個人情報保護法及び十分性認定補完的ルール⁶の対象となっている個人情報取扱事業者への個人データです**(本文第1条第1項)。十分性認定補完的ルールの適用範囲と、十分性認定後におけるEEA域内から日本への個人データの移転に際して選択できる方策については、当職らの企業法務ニューズレター2018年8月号をご参照ください。

個人情報保護法第76条第1項に基づいて同法第4章の**適用対象外**とされている、①放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道の用に供する目的で取り扱う場合、②著述を業として行う者が著述の用に供する目的で取り扱う場合、③大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で取り扱う場合、④宗教団体が宗教活動の用に供する目的で取り扱う場合、又は⑤政治団体が政治活動の用に供する目的で取り扱う場合には、十分性認定に依拠して個人データを移転することができません(本文第1条第2項)。**これらの団体についても、上記に掲げる目的以外の目的(従業員の個人データの処理)での個人データの移転には、十分性認定に依拠して個人データを移転できます。**

行政機関及び独立行政法人等については、個人情報保護法とは別の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」において個人情報の取扱いが定められており、取扱いの目的にかかわらず、十分性認定に依拠して個人データを移転できない点に注意が必要です。**いわゆる国公立の大学や準公的な機関では、引き続きSCCの締結等によって個人データを移転する必要があると考えられます。**

⁴ 石川智也=河合優子=杉山侑惟「EEA域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの公表と、日本企業の実務対応について」企業法務ニューズレター2018年8月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201808_corporate.pdf)。

⁵ 石川智也=河合優子=白澤秀樹「GDPR対応と日本のデータ越境移転規制対応の実務」企業法務ニューズレター2018年2月号(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_201802_corporate.pdf)。

⁶ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」。

2. 第2条

第2条では、EU加盟国の監督当局が、個人データの処理に関して個人を保護するために、GDPR第58条に基づいて日本の個人情報取扱事業者に対する個人データの移転を停止又は禁止することができること、その場合には各国が日本の個人情報保護委員会に対して遅滞なく通知しなければならないことが定められています。

3. 第3条

第3条では、個人情報保護委員会等の監督当局が個人情報保護法の遵守を保証できない場合、及び、日本の公的機関が必要な範囲を超えて個人データに関する権利に干渉し、又はその干渉に対する有効な法的保護が存在しない場合に、EU加盟国と欧州委員会が相互に通知しなければならないこと(第1項、第2項)、十分性認定後2年以内及びその後4年毎に十分性認定について定期的な審査が行われること(第3項)、日本の個人情報取扱事業者が十分性認定補完的ルールを遵守しない等、欧州委員会が日本において十分な保護水準が確保できていないと判断した場合には、十分性認定を廃止、修正又は停止することができること(第4項)が示されています。このように、十分性認定といえども安定的な制度というわけではありません。

4. 第4条

十分性認定がEU加盟国宛てであるとされています。

5. 前文(特に注目すべき条項)

以下では、前文のうち、特に注目すべき条項について紹介します。

第1に、GDPR第3条の地理的範囲(territorial scope)に含まれてGDPRが適用される場合には、十分性認定は影響しないことが明確にされています(前文第(5)項)。すなわち、**日本企業は、十分性認定にかかわらず自社及びそのグループ会社においてGDPR第3条の地理的範囲に含まれる個人データの処理がないかを確認する必要があり、もしそのような個人データの処理があった場合には、十分性認定の発効の前後にかかわらず、その処理にGDPRが直接適用される(GDPRの規律に全面的に服し、対応が必要になる)ことに注意が必要です。**

第2に、十分性認定に基づいてEU域内から日本に移転されるデータは電子的手段により移転されるデータであるとの指摘がなされています(前文第(22)項)。日本では、名刺交換の事例を気にする日本企業が多いことに代表されるように、媒体を問わず個人情報がGDPRの適用対象になることを前提に対応に苦慮している事例も見受けられますが、上記指摘は、GDPRが、原則として自動処理される個人データ(いわゆる電子データ)を規制対象として念頭に置いていること⁷を表しているといえます。

第3に、十分性認定が得られるための個人情報保護のルールとして、GDPRと厳密に同じルールでなくとも良いことを前提とする記載が散見され(個人に関する自動化された意思決定(前文第(93)項)、違反の際の制裁の内容(前文第(100)-(102)項及び第(105)項)等)、十分性(Adequacy)が、高い水準の保護を確保するために実効的であれば足り、EUと同一の水準の保護を要求するものではないという欧州司法裁判所の考え方⁸を踏襲しているといえます。少なくとも現段階のドラフトでは、欧州委員会が十分性認定に際してある程度柔軟な姿勢を示していることが窺われます。

⁷ GDPRは、①全部又は一部が自動的な手段による個人データの処理、及び②自動的な手段によらないものであって、個人データがファイリングシステムに含まれる場合又はファイリングシステムに含まれることを意図している場合の処理に適用される(GDPR第2条第1項、実体的範囲(material scope))。

⁸ Case C-362/14, *Maximilian Schrems v. Data Protection Commissioner*, EU:C:2015:650, paragraph 73, 74.

第4に、十分性認定後の定期的な審査においては、十分性認定補完的ルールの適用(とりわけ、日本から第三国への個人データの転送)に特に注意を払う意向が示されています(前文第(181)項)。十分性認定補完的ルールについては、当職らの企業法務ニューズレター2018年8月号をご参照ください。

Ⅲ. 終わりに

当事務所では、地方も含め、GDPR 対応のプロジェクト全体の支援のみならず、各社の進捗・進め方に合わせたアドバイスや文書の作成等について支援していますので、問い合わせフォームよりお気軽にお問い合わせください。

以上



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n-ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。データの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州の知的財産法、データ規制、E コマース、消費者保護法、データポータビリティ、欧州のデジタルマーケットの統一に向けた動向に詳しく、欧州での M&A も手掛ける。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。個人情報保護法制、データ利活用、電子商取引に関するアドバイスを国内外の企業に多数提供するほか、M&A、ジョイントベンチャー、ライセンス、クロスボーダー取引、コーポレートガバナンス、組織再編等を含む企業法務全般を幅広く担当。情報法制学会会員。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.suga@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2017年パリ第二大学修士課程修了(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年よりウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。



すぎやま ゆい
杉山 侑惟

西村あさひ法律事務所 弁護士
yu.sugiyama@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。データ保護法制のほか、会社法、金商法、労働法を含む企業法務全般を幅広く担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>